

狭あい道路拡幅整備補助金の申請マニュアル

狭あい道路拡幅整備補助金の申請にあたり、対象となる費用、補助額の算定基準及び申請書様式等を定めました。

1 狭あい道路拡幅整備補助金の補助対象は次の(1)～(4)に係る費用。

- (1) 官民界確定測量に係る費用
- (2) 分筆測量及び分筆登記に係る費用
- (3) 工作物等の撤去に係る費用
- (4) すみ切り部用地寄附の奨励金

2 補助金支払の算定基準

(1) 用地界測量、分筆登記等にかかる費用の一部を補助

①用地界測量、分筆登記にかかる費用

ア 1件当たり上限70万円

②工作物等の撤去費用の補助

イ 寄附用地に工作物等がある場合で、間口延長1m当たり1万円で計算した額又は、上限10万円

③すみ切り部用地奨励金

ウ 固定資産税評価額を敷地面積で割り返した1㎡当りの額×1/2×すみ切り用地の面積(申請書が提出された場合に、みよし市の固定資産評価額を確認し算定を行います。小数点以下の数値が出た場合は、切捨て処理とします。)

3 現地で行う作業

(1) 境界確定及び境界杭の設置

(2) 道路後退基準線の標示は次による。

① センター杭(鉦)：狭あい道路に関する事前協議書(建築指導担当課)により協議が完了した道路後退の基準となる線と、官民境界の中心線が同一の場合。

② 後退基準マーク：狭あい道路に関する事前協議書(建築指導担当課)により協議が完了した道路後退の基準となる線と、官民境界の中心線が異なる場合。または、対側地が河川等のため、対側地より4mの後退となる場合。

(3) 道路後退杭(鉦)の設置

4 申請書及び報告書について

(1) 補助金交付申請書の作成

① 交付申請書(様式第1号)(変更の場合は、様式第4号)

② 添付書類

ア 狭あい道路に関する協議書の写し(協議書に添付した道路後退計画図含む)

イ 申請箇所図(都市計画図 S=1:2,500)

- ウ 狭あい道路拡幅整備補助金 アに係る見積計算書(指定様式 様式2号)
- エ 狭あい道路拡幅整備補助金 イに係る間口寸法、撤去工構造物を記載した現況平面図及び写真
- オ 狭あい道路拡幅整備交付金 ウに係る隅切計画図(面積入り)及び固定資産税評価証明書(市民課)
- カ 寄附後の施設管理者(区長等)の管理承諾書若しくは同意書(様式8号)
- キ 利害関係者の同意書(様式9号)

(2) 交付決定書(様式第3号)(変更の場合は、様式第5号)

(3) 実績報告書(様式第6号)

① 添付書類

- ア 実測平面図(縮尺適宜、道路センター杭(鉦)または道路後退基準マーク、境界杭の種類、基準点、求積表、座標一覧の記入、距離、点名は2mm以上、プロットマークは1.5mm以上の大きさと記載)
 - イ 現況平面図(高さ、構造図等を記入)
 - ウ 断面図(道路境界線、中心線、後退線を記入、間口10mごとに作成)
 - エ 境界確定通知書の写し(財政課発行のもの)
 - オ 後退杭(鉦)、道路センター杭(鉦)または中心マークの設置位置写真(全景、境界杭(鉦))
 - カ 図面及び座標値を電子データにて納品(図面データはDXF又はSFC、座標値、区画データについてはSIMA)
- ※ 提出前にウイルスチェックは必ず行ってください。

(4) 請求書(様式第7号)

実績報告書と同時に提出して下さい。

(5) 寄附採納願(公有財産の寄附受納基準及び公有財産の寄附受納要綱による)

① 添付書類

- ア 位置図
- イ 公図写
- ウ 実測求積図
- エ 登記事項証明書
- オ 登記原因証明情報及び登記承諾書
- カ 印鑑証明書又は公用による交付申請書(法人の場合は資格証明書を添付のこと)
- キ 道水路管理承諾書(区長等)
- ク 同意書(隣地所有者)
- ケ 現況写真

※ 注意 寄附しようとする財産に地上権、抵当権、賃借権による権利その他の所有権以外の権利があるときは、これを消滅させてから寄附の手続を行って下さい。